

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和2年（2020年）2月21日付け稚内水産試験場公告第3号により
公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 理事長 田中 義克

2 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び予定数量

ア 契約の目的の名称 令和2年度（2020年度）稚内水産試験場施設暖房用燃料
の購入契約

（A重油の単価契約）

1リットルあたりの単価

イ 燃料の種類・規格 A重油、1種1号

ウ 予定数量 37,000リットル

通常、飼育棟は満タン給油を指示する予定。

給油指示は通常、給油の前日までに行うが、緊急の場合等、当日に指示することがある
ので、対応可能であること。

(2) 契約の目的の仕様その他の明細 別紙契約書（案）のとおり。

(3) 契約期間 令和2年（2020年）4月1日から
令和3年（2021年）3月31日まで

(4) 納入場所 稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場（管理棟及び飼育棟）

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年11月2日付け北海道告示第721号及び令和元年11月12日付け北海道告
示756号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指
名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 稚内市内に本社又は支店等の事業所を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年（2020年）2月21日（金）から令和2年（2020年）3月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙「制限付一般競争入札参加資格申請書」に記載の上、石油製品販売業開始届（写し）等を添付し提出すること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場総務部総務課
電話番号0162-32-7177

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道稚内市末広4丁目5番15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場総務部総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道稚内市末広4丁目5番15号

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

水産研究本部 稚内水産試験場大会議室

- (2) 入札日時 令和2年（2020年）3月23日（月）午後1時30分から

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。

8 送付による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則<(平成22年4月1日規程第48号。(以下「取扱規則」という。)>第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格(1リットルあたりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1リットルあたりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者であることにより、北海道または道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及び稚内水産試験場公告第3号に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額(1リットルあたりの単価)とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること(消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)

(3) 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後、速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 入札説明の日時及び場所

- ア 日時 随時
- イ 場所 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場総務部総務課

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構
水産研究本部 稚内水産試験場総務部総務課
- イ 所在地 郵便番号097-0001 北海道稚内市末広4丁目5番15号
電話番号0162-32-7177

(6) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(7) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(8) この入札の執行は、公開する。

(9) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を北海道立総合研究機構に提出し、北海道立総合研究機構が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、北海道立総合研究機構が指定する様式により依頼すること。

(10) 入札公告のほか、この入札説明書、物品競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。